

TOYOTA Wallet 利用規約

本規約は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するTOYOTA Wallet（以下「本アプリ」といいます。）の利用登録および利用登録後の本アプリの利用その他の取引等（本アプリ内で利用可能な、当社または当社と現在および将来提携する他の事業者が運営または提供する個別サービス(第1条で定義します。)の利用を含み、以下「本アプリの利用等」といいます。）に関する条件等について、本アプリを利用する方（以下「利用者」といいます。）と当社との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用等に当たっては、本規約をお読みいただいた上で、本規約の内容に同意いただく必要があります。

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、利用者と当社との間の本アプリの利用等に関する一切の関係に適用されます。
2. 本アプリ内で利用可能な、当社または当社と提携する他の事業者が運営または提供する個別のサービス（将来追加されるものを含み、以下「個別サービス」といいます。）に関して別途利用規約等が定められている場合には、当該個別サービスの利用にあたっては、当該個別サービスに関する利用規約等にも同意いただく必要があります。当該個別サービスの利用については、前項の定めにかかわらず、当該個別サービスに関する利用規約等も適用されます。個別サービスの利用に関する責任は、これを運営または提供する事業者が負います。

第2条（定義）

本規約において、以下の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有します。

- (1) 「アカウント情報」とは、登録事項を含む、本アプリにログインするために必要なユーザーID、パスワードその他利用者のアカウントに関する情報をいいます。
- (2) 「登録事項」とは、本アプリの利用登録に際し登録する必要のある、当社の定める一定の事項をいいます。
- (3) 「不正利用等」とは、利用者以外の第三者による、利用者の意図しないアカウントの利用またはその可能性をいいます。
- (4) 「本アプリ提供情報等」とは、本アプリ上で利用者に対して提供される全ての情報およびシステム（本アプリ上に表示される、第三者が管理・運営するリンクサイト内に含まれる一切の情報を含みます。）をいいます。
- (5) 「本サービス」とは、本アプリを通じて当社が利用者に対して提供するサービス（ただし、個別サービスを除きます。）をいいます。
- (6) 「利用希望者」とは、本アプリの利用等を希望する方をいいます。
- (7) 「利用者情報」とは、本アプリに関連して当社が取得する利用者に関する情報（アカウント情報、本アプリの利用等に伴い自動的に取得する情報、および本アプリの利用等に関連して利用者以外の第三者から取得する情報を含みます。）をいいます。
- (8) 「利用者端末」とは、本アプリを登録した利用者のスマートフォン等のモバイル端末をいいます。

第3条（登録）

1. 利用希望者は、本規約および当社が別途定める「TOYOTA Wallet プライバシーポリシー」に同意した上で、本アプリにおいて定める手順に従い登録事項を登録し、本アプリの利用登録を行ってください。ただし、利用希望者が未成年者であるときは、親権者の同意を得た上で本アプリの利用登録を行う必要があります。
2. 前項の登録を行った利用希望者に対し、当社から登録完了の通知を行ったことをもって、利用者としての登録は完了したものとします。
3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者としての登録を拒否することができます。
 - (1) 登録事項に不備または虚偽の内容がある場合
 - (2) すでに前項の利用者としての登録をしている場合
 - (3) 過去、本規約の違反等の理由により、登録の抹消がされたことがある場合
 - (4) 第17条第1項に定める者または同条第2項に定める行為を行っている者である場合
 - (5) その他、当社が利用者としての登録が適当でないと判断した場合
4. 利用希望者は、登録事項を登録するにあたっては、真実、正確かつ完全な情報を提供しなければならず、登録事項に変更があった場合には、本アプリにおいて定める方法により速やかに当社に連絡するものとします。
5. 当社は、登録事項が真実、正確または完全でないこと（登録事項の変更が前項に従って当社に連絡されていない場合を含みます。）により利用希望者または利用者に生じた不利益または損害について、一切その責任を負わないものとします。

第4条（アカウント情報等の管理）

1. 利用者は、利用者端末およびアカウント情報を第三者に開示、譲渡、貸与、売却または相続させることはできず、利用者以外の第三者に使用させてはなりません。
2. 利用者は、本アプリを利用するにあたり、生年月日および電話番号等、他人に推測されることのないログインパスワード、および利用者端末所定の生体認証または端末パスコードを設定するものとします。利用者は、当該ログインパスワードおよび端末パスコードについて、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、利用者自身の責任において厳重に管理し、本アプリの画面上または利用者端末所定の方法で随時変更するものとします。
3. 前項に定めるほか、利用者は、利用者端末を紛失または盗難にあわないよう自身の責任において厳重に管理するものとし、利用者端末を紛失または盗難にあった場合は、直ちに携帯電話会社等、当社および個別サービスを提供する決済事業者等にその旨を連絡し、利用停止の手続きをとる必要があります。
4. 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行う必要があり、不正な動作を認識し

た場合は、直ちに携帯電話会社等、当社および個別サービスを提供する決済事業者等にその旨を連絡し、利用停止の手続きをとる必要があります。

5. 利用者は、本アプリのバージョンおよび本アプリを登録している利用者端末の OS を最新の状態に保つよう努めるものとします。利用者端末の機種や OS のバージョンによっては正常に動作しない場合があることを、利用者はあらかじめ承諾するものとします。なお、本アプリを利用可能な OS のバージョンについては当社ホームページで確認できます。
6. 利用者は利用者端末を廃棄してはならないものとします。利用者が利用者端末と異なるスマートフォン等のモバイル端末を利用して、本アプリの利用を希望する場合、第 3 条に定める登録をし、従来利用していた利用者端末から本アプリの登録を削除するものとします。なお、本項に違反したことにより、利用者に発生した損害につき、当社は責任を負わないものとします。

第 5 条（本アプリ等の停止等）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本アプリまたは本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本アプリに係るコンピューターまたはシステムの点検または保守作業を行う場合
 - (2) 通信回線の障害、不正アクセス、ハッキング等の事故その他の理由により本アプリまたは本サービスの運営または提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異等の不可抗力により本アプリまたは本サービスの運営または提供ができなくなった場合
 - (4) 前各号に掲げるほか、当社が本アプリまたは本サービスの停止または中断が必要であると判断した場合
2. 当社は、前項に基づき当社が行った措置により利用者に生じた不利益または損害について、一切その責任を負わないものとします。

第 6 条（本アプリの解約）

利用者は、当社所定の方法で本アプリの解約ができるものとします。ただし、本アプリを解約したとしても、個別サービスに関する契約は解約されない場合があります。

第 7 条（本アプリ等の内容の変更および終了）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、いつでも本アプリまたは本サービスの全部または一部の内容を変更し、またはその提供を終了することができるものとします。
2. 当社は、本アプリまたは本サービスについて、利用者にとって不利益な変更をする場合またはその全部または一部の提供を終了する場合、実務上合理的に可能な範囲で、利用者に事前に通知するものとします。

第 8 条（権利帰属）

本アプリおよび本サービスに関する知的財産権その他の権利は、当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本アプリの利用許諾により、かかる権利の使用または利用を利用者に許諾したことにはなりません。

第9条（利用の停止等）

1. 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前の通知なく当該利用者による本アプリまたは本サービスの利用を停止しまたは本アプリの利用者としての登録を抹消することができます。
 - (1) 法令、本規約または個別サービスに関する利用規約等の条項に違反した場合
 - (2) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (3) 1年以上、本アプリの利用等がない場合
 - (4) 登録事項が虚偽であった場合
 - (5) 本アプリまたは本サービスを、マネーロンダリングその他の不当な目的で利用した場合
 - (6) 個別サービスの会員資格が喪失される等、利用者の責めに帰すべき事由により契約解除された場合
 - (7) 第17条第1項に定める者または同条第2項に定める行為を行っている者である場合
 - (8) 当社からの連絡が可能なメールアドレスおよび電話番号が登録されていない場合
 - (9) 本アプリの利用登録時に当社から付与される特典を不正に得る目的で、2回以上のアカウント登録をした場合
 - (10) その他、当社が本アプリまたは本サービスの利用の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項または第13条に定める行為をしているかを確認する目的で、当社が指定する方法での本人確認および調査を行うことができ、本人確認および調査が完了するまでは本アプリおよび本サービスの利用を停止できるものとします。
3. 当社は、前二項に基づき当社が行った措置により利用者に生じた不利益または損害について、一切その責任を負わないものとします。

第10条（本アプリ等の提供・利用者の責任）

1. 当社は、本アプリ、本サービスおよび本アプリ提供情報等を現状有姿で提供するものであり、これらに事実上または法律上の瑕疵がないことについて、何らの保証を行うものではありません。なお、当社は、かかる瑕疵が発見され、当該瑕疵の修補が必要であると認めるときは、実務上合理的に可能な範囲で、瑕疵のない本アプリ、本サービスおよび本アプリ提供情報等を提供し、またはこれらの瑕疵を修補するものとします。
2. 本アプリ、本サービスまたは本アプリ提供情報等の利用に関して利用者に生じたトラブル、紛争または訴訟等については、利用者が自己の責任によって解決するものとします。

第11条（免責等）

1. 当社は、本アプリ、本サービスまたは本アプリ提供情報等に起因して利用者に生じたあらゆる不利益または損害（当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、本アプリの無断改変、本アプリに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して利用者に生じた不利益または損害を含みます。）について一切の責任を負いません。ただし、本アプリに関する当社と利用者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項は適用されません。
2. 前項ただし書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により利用者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害および特別な事情から生じた損害（当社または利用者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。

第 12 条（不正利用等）

1. 利用者は、不正利用等を知った場合、直ちに当社および不正利用等に関係し得る個別サービスを提供する決済事業者等にその旨を通知するとともに、その指示に従い、損害の発生および拡大を防止するために必要な措置をとるものとします。
2. 当社または不正利用等に関係し得る個別サービスを提供する決済事業者等が、当該不正利用等に関し、事実関係の調査または報告（必要書類の提出、警察署への申告等を含みます。）を求めた場合、利用者は、遅滞なく協力するものとします。
3. 不正利用等により、利用者に個別サービスの利用に係る損害が生じた場合の対応方法や補償の有無等は、当該個別サービスに関する利用規約等の定めに従うものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、不正利用等が当社の責めに帰すべき事由によって生じたことが判明した場合には、第 11 条に従い、当該利用者に補償を行うものとします。

第 13 条（禁止事項）

1. 利用者は、本アプリの利用等を行うにあたり、以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本アプリ提供情報等を本アプリの利用等以外の目的で利用する行為
 - (2) 本アプリ提供情報等を外部に転載する行為
 - (3) 本アプリを営利活動目的、宗教活動目的、政治活動目的など、当社が承認した以外の目的で利用する行為
 - (4) 本アプリに有害なコンピュータプログラム等を含む内容を送信または投稿する行為
 - (5) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - (6) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れのある行為
 - (7) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為（第 17 条に定める行為を含む。）
 - (8) 当社または第三者の権利を侵害し、またはその恐れのある行為
 - (9) 当社または第三者を誹謗中傷し、名誉を毀損する行為またはその恐れのある行為

- (10)虚偽の情報を提供する行為
 - (11)他の利用者のアカウント情報の利用その他の不正アクセス行為
 - (12)上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為
 - (13)その他、当社が適切でないと判断する行為
2. 利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は直ちに当該利用者による本アプリもしくは本サービスの利用の全部もしくは一部の一時的もしくは永久的な停止、または本アプリの利用者としての登録の抹消など、当社が必要と判断する処置を取ることができるとし、当該行為により当社が損害を被った場合、利用者はその損害を賠償するものとします。
3. 当社は、前項に基づき当社が行った措置により利用者に生じた不利益または損害について、一切その責任を負わないものとします。

第 14 条（損害賠償）

利用者は、本規約に違反したことにより、当社または第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用で当該損害を賠償するものとします。

第 15 条（利用者情報の取扱い）

当社は、登録事項を含む利用者情報を、当社が別途定める「TOYOTA Wallet プライバシーポリシー」の定めに従って適切に取り扱います。

第 16 条（本規約の改定）

当社は、当社が必要と認めた場合、利用者への事前の予告なしに本規約を改定できるものとします。本規約を改定する場合、本アプリ内または当社が運営する本アプリに関するウェブサイト上での提示その他の適切な方法により、改定後の本規約の内容およびその効力発生日を利用者に周知するものとし、当該効力発生日に本規約は改定されたものとします。ただし、法令上、本規約の改定に利用者の同意が必要となる場合には、当社所定の方法により、当該改定につき利用者の同意を得るものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、利用者が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他上記(1)から(5)に準ずる者

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的または脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた要求行為
 - (3) 本規約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他上記(1)から(4)に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前二項の規定に違反し、または前二項に関して虚偽の申告をした事実が判明した場合、事前の通知なく、当該利用者による本アプリおよび本サービスの利用を停止しまたは当該利用者の本アプリおよび本サービスの利用者としての登録を抹消できるものとします。
4. 当社は、前項に基づき当社が行った措置により利用者に生じた不利益または損害について、一切その責任を負わないものとします。

第 18 条（連絡方法）

1. 本アプリまたは本サービスに関する当社から利用者への連絡は、本アプリ内または当社が運営する本アプリに関するウェブサイト上での提示その他の適切な方法により行うものとします。
2. 本アプリまたは本サービスに関する問い合わせは、本アプリ内または当社が運営する本アプリに関するウェブサイト上の案内に従って行うものとします。なお、個別サービスに関する問い合わせは、個別サービスを運営または提供する事業者に対してご連絡ください。

第 19 条（譲渡禁止等）

1. 利用者は、本規約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。
2. 当社が、本アプリまたは本サービスに係る事業をトヨタグループ会社（トヨタ自動車株式会社ならびにその子会社および関連会社をいいます。なお、子会社および関連会社は、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める意義を有します。）に譲渡、承継その他処分（事業譲渡または会社分割による場合を含みますが、これらに限られません。）をした場合には、当該譲渡等に伴い、本規約上の地位および本規約に基づく権利もしくは義務ならびに利用者の登録事項その他の利用者情報は当該譲渡等の譲受人に承継されるものとし、利用者は、かかる承継につきあらかじめ同意するものとします。

第 20 条（分離可能性）

本規約のいずれかの規定またはその一部が消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能を判断された場合であっても、その他の規定および一部が無効または執行不能と

された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第 22 条（合意管轄裁判所）

利用者は、本規約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

－My Dealer に関する特約－

1. 本特約は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する TOYOTA Wallet（以下「本アプリ」といいます。）に利用登録した利用者(以下「利用者」といいます。)が登録できる My Dealer の取扱いについて定めています。My Dealer とは、本特約で定める方法により登録するトヨタ・レクサス・ダイハツ系列の販売店等(以下これらを「販売店等」といいます。)で、その提供するサービス・特典等を受けられる販売店等をいいます。
2. 利用者は、次の販売店等が本アプリに My Dealer として所定の時期に登録されることを承諾します。
 - (1)利用者が本アプリへの My Dealer 登録を希望し、当社所定の方法で登録手続をした販売店等
 - (2)利用者が、本アプリに登録している、トヨタファイナンス株式会社が発行するトヨタ ティーエスクュービックカード、レクサスカード、トヨタティエスクュービック Pay およびダイハツティエスクュービックカードの帰属販売店(以下「帰属販売店」といいます。)およびお気に入り販売店(以下「お気に入り販売店」といい、帰属販売店と併せて「帰属販売店等」といいます。)
 - (3)その他当社が定める方法で登録した販売店等
3. My Dealer については、本アプリに表示する等、利用者が認知し得る措置を講ずるものとします。ただし、前項(2)に定める帰属販売店等が追加されたことにより、My Dealer が追加された場合など、本アプリに表示された販売店等と My Dealer が一致しないことがあります。
4. 利用者は、第 1 項に定める方法により、My Dealer を追加登録することができます。この場合、My Dealer に追加登録された販売店等が、同時に、お気に入り販売店として追加登録されます。ただし、第 1 項(3)の場合は除きます。
5. 利用者は、当社所定の方法で、My Dealer の登録を削除できます。この場合でも、帰属販売店等の登録は削除されないものとします。

トヨタティーエスキュービックカード、レクサスカード又はダイハツティーエスキュービックカードの個人カード（以下「カード」という）の本人会員（以下「会員」という）は、当該カードの会員規約の定めに加えて、以下の「販売店等へのお気に入り登録に関する特約(TS3 用)」および以下の「お気に入り販売店への個人情報提供に関する同意規定」に基づき、会員がお気に入り販売店を登録すること、およびお気に入り販売店へ会員の個人情報が提供されることについて、同意します。

— 販売店等へのお気に入り登録に関する特約(TS3 用) —

1. 会員がトヨタ・レクサス・ダイハツ系列の販売店（以下「販売店」という）のうち、会員規約に基づき帰属していない販売店と、当該販売店が指定する取引を行った場合、会員は、当該販売店をお気に入り登録するものとします。この場合、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）所定の時期により、お気に入り登録がなされるものとします(以下、カードにお気に入り登録される販売店を「お気に入り販売店」という)。
2. 前項に定める場合に加え、カードを登録した TOYOTA Wallet に My Dealer(以下「My Dealer」という)として登録されている販売店も、同時に、お気に入り販売店として登録されるものとします。
3. お気に入り販売店については、当社へのお問い合わせにより、当社が会員にお知らせする等、会員が認知し得る措置を講じるものとします。
4. 会員は、お気に入り販売店から、その提供する特典・サービスを受けることができます。
5. 会員は、お気に入り販売店が、前項の特典・サービスの提供案内等の販売管理業務に必要な範囲で、当社から個人情報（申込時等に得られた会員の属性情報および貸与されたカードの利用状況等の情報）の提供を受け、これを利用することを承認します。
6. 会員は、当社に申し出ることにより、お気に入り販売店等を削除することができます。
なお、お気に入り登録を削除した販売店が My Dealer として登録されている場合、当該販売店の My Dealer 登録は削除されません。
7. 今後、販売店店頭で販売店等へのお気に入り登録に関する特約(TS3 用)に同意する場合でも本特約が適用されるものとします。

— 個人情報の提供の同意に関する規定 —

第1条（お気に入り販売店への提供）

1. 当社は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」という）に提供します。

〔提供先〕販売店等へのお気に入り登録に関する特約に定めるところにより会員がお気に入り登録する自動車販売会社等

〔提供内容〕当社が、ポイントプラスおよび各種サービス実施のために、カードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した会員の個人情報のうちの以下の情報

①属性情報

（会員が所定の申込書に記載する等により申告した会員の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、年収状況、アンケート欄への回答内容等（本規定同意後に会員から通知を受ける等により当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ））

②契約情報

（カードの区分、申込日、入会日、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報）

③取引情報

（カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用加盟店の業種区分等のカード利用の概況に関する情報）

〔目的〕ポイントプラスをはじめとする会員への特典・サービスを円滑に実施すること、当該お気に入り販売店の事業において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること等の市場調査、商品開発、営業活動

2. 上記の個人情報の提供期間は、原則としてお気に入り登録期間中及びお気に入り登録削除の日から3日間とします。なお、上記の情報提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問い合わせ下さい。

第2条（本規定に不同意の場合）

1. 会員等が、第1条に同意しない場合、会員は、販売店等へのお気に入り登録に関する特約に定めるところによるお気に入り登録をすることができないものとし、当社は第1条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。
2. 前項に該当する場合、第1条に記載した利用目的に関連して会員に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員等は予め了承します。

第3条（個人情報に関するお問い合わせ先）

宣伝印刷物の送付等の中止、お気に入り販売店への個人情報の提供中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談室までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

〔対応部署〕お客様相談室

〔住所等〕〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

〔東京〕TEL03-5617-2533

〔名古屋〕TEL052-239-2533

個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定
(TOYOTA TS CUBIC CARD 会員向け／ポイント合算用)

トヨタティーエスキュービックカードの個人カード（以下「カード」という）の本人会員（以下「会員」という）は、当該カードの会員規約の定めに加えて、以下の「販売店等へのお気に入り登録に関する特約」および以下の「お気に入り販売店への個人情報提供に関する同意規定」に基づき、会員がお気に入り販売店を登録すること、およびお気に入り販売店へ会員の個人情報が提供されることについて、同意します。

－ 販売店等へのお気に入り登録に関する特約 －

1. トヨタティーエスキュービック Pay の会員規約に基づき、カードをポイント残高の合算対象カードとした場合、会員は、次の販売店をお気に入り登録します。この場合、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)所定の時期により、お気に入り登録がなされるものとします(以下、カードにお気に入り登録された販売店を「お気に入り販売店」という)。
 - ①カードの帰属販売店
 - ②カードのポイント残高の合算対象となるトヨタティーエスキュービック Pay の「帰属販売店」および「お気に入り登録がなされている販売店」
 - ③カードを登録した TOYOTA Wallet に My Dealer(以下、「My Dealer」という)として登録されている販売店
2. 「ポイント残高の合算対象となるトヨタティーエスキュービック Pay」または「帰属販売店」が変更されたとしても、当該変更前に登録されたお気に入り販売店は維持されるものとします。
3. お気に入り販売店は、当社へのお問い合わせにより、当社が会員にお知らせする等、会員が認知し得る措置を講じるものとします。
4. 会員は、お気に入り販売店から、その提供する特典・サービスを受けることができます。
5. 会員は、お気に入り販売店が、前項の特典・サービスの提供案内等の販売管理業務に必要な範囲で、当社から個人情報（申込時等に得られた会員の属性情報および貸与されたカードの利用状況等の情報）の提供を受け、これを利用することを承認します。
6. 会員は、当社に申し出ることにより、お気に入り販売店を削除することができます。その場合、ポイント合算の対象となるトヨタティーエスキュービック Pay に登録されているお気に入り販売店も同時に削除されます。
7. 前項の定めに基づき、トヨタティーエスキュービック Pay に登録されているお気に入り販売店が削除された場合であっても、ポイント残高の合算対象となるカード及びトヨタテ

イーエスキュービック Pay は維持され、また、お気に入り登録を削除した販売店が My Dealer として登録されているときは、当該販売店の My Dealer 登録は削除されません。

8. 今後、トヨタイーエスキュービック Pay の申込時に、販売店等へのお気に入り登録に関する特約に同意する場合でも本特約が適用されるものとします。

— 個人情報の提供の同意に関する規定 —

第1条（お気に入り販売店への提供）

1. 当社は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」という）に提供します。

〔提供先〕販売店等へのお気に入り登録に関する特約に定めるところにより会員がお気に入り登録する自動車販売会社等〔提供内容〕当社が、ポイントプラスおよび各種サービス実施のために、カードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した会員の個人情報のうちの以下の情報

①属性情報

（会員が所定の申込書に記載する等により申告した会員の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、年収状況、アンケート欄への回答内容等（本規定同意後に会員から通知を受ける等により当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ）

②契約情報

（カードの区分、申込日、入会日、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報）

③取引情報

（カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用加盟店の業種区分等のカード利用の概況に関する情報）

〔目的〕ポイントプラスをはじめとする会員への特典・サービスを円滑に実施すること、当該お気に入り販売店の事業において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること等の市場調査、商品開発、営業活動

2. 上記の個人情報の提供期間は、原則としてお気に入り登録期間中及びお気に入り登録削除の日から5年とします。なお、上記の情報提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問い合わせ下さい。

第2条（本規定に不同意の場合）

1. 会員が、第1条に同意しない場合、会員は、販売店等へのお気に入り登録に関する特約に定めるところによるお気に入り登録をすることができないものとし、当社は第1条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。
2. 前項に該当する場合、第1条に記載した利用目的に関連して会員に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員は予め了承します。

第3条（個人情報に関するお問い合わせ先）

宣伝印刷物の送付等の中止、お気に入り販売店への個人情報の提供中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

〔対応部署〕 お客様相談窓口

〔住 所 等〕 〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

〔東 京〕 TEL03-5617-2533

〔名古屋〕 TEL052-239-2533

— 個人情報のトヨタファイナンスサービス株式会社への提供の同意に関する規定 —

第1条（トヨタファイナンスサービス株式会社への提供）

1. トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」といいます)は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」といいます）に提供します。

〔提供先〕 トヨタファイナンスサービス株式会社(以下「TFSC」といいます)

〔提供内容〕 TOYOTA Wallet に登録されたトヨタティーエスキュービックカード、レクサスカードおよびダイハツティーエスキュービックカードの個人カード（以下「カード」といいます）の本人会員（以下「会員」といいます）が、カードの「販売店等への帰属に関する特約」に基づき登録している帰属販売店(以下「帰属販売店」といいます)および「販売店等へのお気に入り登録に関する特約」に基づき、登録しているお気に入り販売店（以下帰属販売店と総称し「帰属販売店等」といいます）

〔目 的〕 帰属販売店等を、TOYOTA Wallet 利用規約にある「My Dealer に関する特約」に定める My Dealer(以下「My Dealer」といいます)に登録するため

2. 上記の個人情報の提供期間は、原則としてカードを TOYOTA Wallet に登録している期間中とします。なお、情報提供先における個人情報の利用期間については、情報提供先にお問い合わせ下さい。

第2条（本規定に不同意の場合）

1. 会員が、前条に同意しない場合、会員は、帰属販売店等を **My Dealer** に登録することができないものとし、当社は前条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。
2. 前項に該当する場合、TOYOTA Wallet のサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員は予め了承します。

第3条（個人情報に関するお問い合わせ先）

TFSC への個人情報の提供中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

〔対応部署〕 お客様相談窓口

〔住所等〕 〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

〔東京〕 TEL03-5617-2533

〔名古屋〕 TEL052-239-2533

ー チャット利用規定 ー

第1条 本規定は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社(以下「当社」といいます。)が、TOYOTA Wallet(以下「本アプリ」といいます)に利用登録した利用者(以下「利用者」といいます。)に対して提供する、TOYOTA Wallet 利用規約内のー**My Dealer** に関する特約ーに定める **My Dealer**(以下「**My Dealer**」といいます。)とチャットを通じたコミュニケーションができる機能(以下「チャット機能」といいます。)の利用条件等について定めるものです。なお、チャット機能は、TOYOTA Wallet 利用規約に定める「本サービス」に含まれるものであり、本規定は TOYOTA Wallet 利用規約の一部を構成するものとします。本規定に定めのない事項は、TOYOTA Wallet 利用規約および TOYOTA Wallet プライバシーポリシー等の規定が適用されます。

第2条 利用者は、チャット機能を導入している **My Dealer**(以下「本 **My Dealer**」といいます。)またはその役員および従業者等(以下「スタッフ」といいます。)と、本 **My Dealer** が提供する商品・サービスに関する事項についてチャット機能を用いてコミュニケーションをとることができます。なお、利用者および本 **My Dealer** またはそのスタッフとの通信情報（通信履歴に関する情報（相手方、日時等）、チャットでやりとりされた内容、スタンプおよび写真等の画像等を含みます。以下同じ。)を、本 **My Dealer** の管理者が、以下の目的で閲覧・利用することがあります。

- ①本チャット機能に関する不正利用の防止および安全な運営
- ②本 **My Dealer** の営業活動
- ③本 **My Dealer** の商品・サービスの品質向上

- ④宣伝・広告配信（利用者の通信情報に基づく広告配信を含みます。）および新たな商品・サービスの開発等

第3条 チャット機能の利用にあたって、利用者は、本規定に加え、チャット機能の利用履歴等に関し、電気通信事業法その他関連法令に基づき、当社が別途定める「チャット機能のご利用について」（以下「同意規定」といいます。）に同意する必要があります。

第4条 利用者は次に該当する行為をしてはなりません。

- ①本 My Dealer が提供する商品・サービスに関する事項以外の事項についてコミュニケーションをとる行為
- ②本 My Dealer またはそのスタッフ・顧客の名誉棄損または業務を妨害する行為
- ③本 My Dealer またはそのスタッフ・顧客に対して暴力的、脅迫的または差別的な言動をする行為
- ④本 My Dealer またはそのスタッフ・顧客を誹謗・中傷する行為
- ⑤本 My Dealer またはそのスタッフに対して、執拗に大量のメッセージを送信する・意味もなく長文を送信する・返信を強要する等の迷惑をかける行為
- ⑥本 My Dealer またはそのスタッフに対して、本アプリ以外のコミュニケーションツールを利用してコミュニケーションをとるよう強要または誘導する行為
- ⑦第三者の著作権を侵害する行為
- ⑧法的な責任を超える要求行為
- ⑨利用者の営利目的でチャット機能を利用する行為
- ⑩わいせつな表現、差別的表現等の書込み、流布、その他公序良俗に反する行為
- ⑪犯罪を構成する行為、犯罪行為の提案もしくは謀議をする行為、犯罪行為を助長する行為またはこれらに結びつく行為
- ⑫選挙活動、宗教勧誘等の宗教活動、本 My Dealer と関係のない商品を宣伝する行為、特定の組織への入会を勧誘する行為またはそれらに類似する行為
- ⑬クレジットカード等の決済サービスに関する番号および有効期限等の情報を送信する行為
- ⑭その他一切の違法・不法行為または当社が合理的な理由に基づき不当な行為と判断する行為

第5条 次のいずれかに該当する場合、当社は、利用者による当該本 My Dealer との間でのチャット機能の利用を停止することができるものとします。

- ①利用者が本 My Dealer の My Dealer 登録を削除した場合
- ②利用者による本アプリの利用が停止された場合
- ③利用者が本アプリの利用者としての登録が抹消された場合
- ④本 My Dealer がチャット機能の利用を停止した場合
- ⑤利用者が同意規定に対する同意を撤回した場合
- ⑥利用者が本規定に違反した場合

- ⑦利用者がチャット機能を悪用、不適切な利用または本 My Dealer、そのスタッフもしくは当社に迷惑をかける行為をしていると当社が判断した場合

- Wallet QR 利用特約-

第1条（目的等）

1. 本特約は、TOYOTA Wallet（以下「本アプリ」といいます。）に利用登録した利用者（以下「利用者」といいます。）が、利用者端末を使用することで利用することができる Wallet QR（第2条（3）で定義します。）の内容、利用方法、その他トヨタファイナンスサービス株式会社（以下「当社」といいます。）と利用者との間の契約関係について定めるものです。

なお、Wallet QR は、TOYOTA Wallet 利用規約に定める「本サービス」に含まれるものであり、本特約は TOYOTA Wallet 利用規約の一部を構成するものとします。本特約に定めのない事項は、TOYOTA Wallet 利用規約および TOYOTA Wallet プライバシーポリシー等の規定が適用されます。

2. 本利用者は、Wallet QR の利用にあたり、本特約および TOYOTA Wallet 利用規約を遵守するものとします。
3. 本利用者（第2条（4）で定義します。）は登録カードを提供する会社が定める規約その他当該登録カードに適用される規約等をそれぞれ遵守するものとします。

第2条（用語の定義）

本特約において以下の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有します。

なお、本特約において特に定めのない用語については、TOYOTA Wallet 利用規約におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「登録カード」とは、当社所定の手続を経て Wallet QR において利用可能なものとして登録された当社所定の決済手段をいいます。
- (2) 「加盟店」とは、トヨタ系販売店、その他自身が販売する商品もしくは権利または提供する役務（以下「対象商品」といいます。）の代価について当社から Wallet QR による決済を認められ当社所定のサービスマークを表示した者をいいます。
- (3) 「Wallet QR」とは、加盟店と本利用者との間に成立した対象商品にかかる取引の代金の決済方法として指定することにより、登録カードの情報を利用して QR コード決済をすることができるサービスをいいます（「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です）。
- (4) 「本利用者」とは、利用者のうち、登録カードの設定が完了した方をいいます。

第3条（Wallet QR の利用）

利用者が本特約を承認の上、利用者端末を介して当社所定の方法により Wallet QR に当社所定の決済手段を登録し、当社が承認した場合に、本利用者は Wallet QR を利用することができます。

第4条（付帯サービス・特典等）

本利用者が Wallet QR を登録カードの代わりに使用する場合、本利用者が登録カードを使用して提供を受けられる付帯サービス・特典等の一部について、提供を受けることができない場合があります。

第5条（認証機能の管理）

1. Wallet QR は、本利用者が Wallet QR を利用しようとする都度、本利用者が利用者端末の認証機能として、利用者端末所定の方法により登録した生体認証または端末パスコードによる認証を行い、一致が確認された場合にのみ利用可能となります。端末パスコードの管理にあたっては、本利用者は、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、端末パスコードが他人に知られたことにより生じた損害は本利用者において負担することとなります。
2. 本利用者が利用者端末に登録できるのは本利用者本人の生体（指紋等）のみとし、他人（本利用者の家族、同居人、留守人等、本利用者の関係者を含むが、これに限られません。）の生体を登録してはなりません。本利用者は、他人の生体が登録されないよう、生体認証機能を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、他人の生体が登録されたことにより生じた損害は本利用者において負担することとなります。なお、本利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、本利用者は引き続き、前項に定める義務を負うものとします。

第6条（利用可能金額）

1. 本利用者は、登録カードにおいて利用が可能な金額の範囲内で、Wallet QR を利用することができます。
2. 本利用者は、登録カードの利用が停止され、または制限される場合、Wallet QR の利用もできません。

第7条（支払区分）

Wallet QR を利用した対象商品に係る取引の代金決済の諸条件については、本特約で定めている事項を除き、登録カードを提供する会社が定める規約その他当該登録カードに適用される規約等に従うものとします。最新の当該規約等を確認する責任は本利用者であり、当社は、当該規約等の適用、変更、その他一切について何らの責任を負いません。

第8条（利用者端末の紛失・盗難等）

本利用者は、利用者端末の紛失、盗難に備え、あらかじめ遠隔操作による利用者端末のロック、利用者端末のデータの消去など利用者端末が提供する遠隔操作による利用者端末を利用させないための措置（以下「利用者端末のロック等」といいます。）に必要な設定を行うものとします。本利用者は、利用者端末の紛失、盗難その他本利用者のアカウントが不正に利用される可能性が生じた場合、直ちに、当社、携帯電話会社および登録カードを提供する会社にその旨を連絡する

とともに、Wallet QR を第三者に利用されないための措置として、利用者端末のロック等をするものとします。携帯電話会社への連絡および通信回線の利用停止を行うだけでは Wallet QR の第三者による利用を防ぐことができないため、本利用者は、必ず本項に従った対応をする必要があります。また、本利用者がこれらに反することに起因し生じた損害は、本利用者の負担とし、当社は、その責任を負わないものとします。

第9条(Wallet QRの停止)

本利用者において次のいずれかの事由が生じた場合であって、当社が必要と判断したときは、当社は、本利用者に対する Wallet QR の提供を一時的に停止する措置を講じることができるものとします。

- (1) 登録カード、登録カードの情報または利用者端末を他人が悪用した可能性があるとき。
- (2) 本利用者から当社に対して、利用者端末の紛失・盗難の届出があったとき。

第10条(サービス運営の委託)

本利用者は、当社が Wallet QR に関する業務運営をトヨタファイナンス株式会社に委託することに同意するものとします。なお、登録カードの情報はトヨタファイナンス株式会社が保持するものとします。

－ クレジットカード登録特約－

第1条(登録クレジットカード)

利用者は、TOYOTA Wallet (以下「本アプリ」といいます。)にクレジットカード情報を登録することにより、当社および当社所定の加盟店が指定するアプリケーションまたはウェブサイト上で決済を行うことができます。

第2条(規約の遵守)

利用者は TOYOTA Wallet に登録されたクレジットカードを発行する会社が定める規約その他当該クレジットカードに適用される規約等をそれぞれ遵守するものとします。

なお、前条に定める機能は、TOYOTA Wallet 利用規約に定める「本サービス」に含まれるものであり、本特約は TOYOTA Wallet 利用規約の一部を構成するものとします。本特約に定めのない事項は、TOYOTA Wallet 利用規約、Wallet QR 特約および TOYOTA Wallet プライバシーポリシー等の規定が適用されます。

－ クーポン・メッセージ配信サービス規定－

第1条

本規定は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社(以下「当社」といいます。)が運営する TOYOTA Wallet(以下「本アプリ」といいます。)において、本アプリを利用する方(以下「利用者」といいます。)に対して提供する、クーポンおよびメッセージ(以下「クーポン等」といいます。)の配信サービス(以下「配信サービス」といいます。)について定めるものです。なお、配

信サービスは、TOYOTA Wallet 利用規約に定める「本サービス」に含まれるものであり、本規定は TOYOTA Wallet 利用規約の一部を構成するものとします。

本規定に定めのない事項は、TOYOTA Wallet 利用規約および TOYOTA Wallet プライバシーポリシー等の規定が適用されます。

第2条

利用者は、配信サービスを通じて、当社または My Dealer (以下、当社と My Dealer を総称して「両社」といいます。)から、当該 My Dealer の情報、クーポン等を受信することができます。

第3条

利用者は、受信したクーポン等に定める特典を受けることができます。

第4条

利用者が受信するクーポン等の利用条件は、当社または My Dealer が各々の責任の下で、独自で設定するものとします。

第5条

利用者は、理由の如何を問わず、保有するクーポン等に関する権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供その他の処分をすることはできず、両社に対し、保有するクーポン等の換金を求めることはできません。また、クーポン等の利用は、利用者本人が行うものとし、当該利用者以外の第三者が行うことはできません。当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は当該利用者に事前に通知することなく、利用者が保有するクーポン等の全部または一部を失効させることができます。

- (1) クーポン等が法令に違反している場合
- (2) 利用者に違法行為もしくは不正行為があった場合、または本規定に違反した場合
- (3) その他、利用者が保有するクーポン等を失効させることが適当と当社が判断した場合

第6条

利用者が、理由の如何を問わず、利用者が本アプリの利用の停止または登録の抹消がされた場合は、当該利用者が保有するクーポン等は全て自動的に失効します。両社は、利用者の本アプリの利用の停止または登録の抹消に伴う損害について一切責任を負わないものとします。

第7条

利用者は、当社が My Dealer に対し、クーポン等の配信停止または当該 My Dealer が配信したクーポン等を失効させることができることを、あらかじめ承諾するものとします。

第8条

EXECUTION

当社は、予告なしに、いつでも配信サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、利用者はあらかじめその旨承諾します。利用者は、配信サービスが廃止された場合、利用者が保有するクーポン等は失効することについてあらかじめ承諾します。

第9条

当社は、当社が、本規定に基づき利用者の保有するクーポン等を失効させた場合であっても、再配信、損害賠償またはその他名目を問わず、一切責任を負いません。

以上

2025年8月4日時点